

議長（竹島ユリ子君） 5番 竹島貴行君。

5番（竹島貴行君） 5番竹島貴行です。

村長は、4年前、この村を変えたいという熱い理想を掲げ村長選に立候補され、住民の皆さんから信任を受け当選されました。そこには、住民の側に立ち、住民のための行政、住民自治を目指し、自治とは国や県から押しつけられるものではなく、自分たちで作り上げていくものだということ、そして光り輝く舟橋村を全国へ発信していきたいという思いは、村長から以前聞いたような記憶が私の頭の中にかすかに残っているような気がしていますが、勘違いかもしれません。勘違いであったならお許しください。

私も村長と同じ時期に住民の皆さんから議会へ送っていただきました。村長とは立場は違っても思いは同じ、住民の皆さんのための村として、舟橋村を住みよい村として舟橋村の地域づくりのために頑張りましょうと話合ったことを鮮明に記憶しています。

これまでに村長は、舟橋村は合併せず、独立独歩の道を行くと表明されております。私も独立独歩が理想であると考えています。しかし、私は独立独歩の村政を持続させるためには、ほかの自治体よりすぐれた行政サービス、舟橋村独自の行政サービスを展開し、舟橋村は合併するより独立独歩がよいということを住民の皆さんに理解していただき、支持されるものでなければ難しいと考えています。あくまで私の思いではありますが。

そして、ことしの12月14日に再び村長選挙が行われます。前回の選挙で村長は住民の皆さんの代表として当局のトップをゆだねられ、この4年間自ら示された公約に基づき、トップとしての決断をされながら、行政のかじ取りを行ってこられたと思います。そして結果として、舟橋村住民の皆さんのために何ができたかを今回の選挙で示され、信を問われるわけです。

選挙は住民の皆さんの権利であり、投票する義務はついて回りますが、住民の皆さんにとって舟橋村の方向を選択する機会でもあり、有権者の皆さんには大切にしてほしいと思っております。

さて、質問の本題に入りますが、現在の少子化現象の中で女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加と核家族化の進行により、いわゆるかぎっ子の増加により、保護者の学童保育への期待が増えています。そういった社会の現実を受け入れ、舟橋村が基礎的自治体として、ほかの地域よりも人にやさしく、安心して子育てができる村を目指し、子育て支援にも積極的に取り組むことが重要であると私は考えています。

今の二元代表制のもとで、私たち議員は住民の皆さんの代表として民意を議会へ上げ、

住民の視点に立った行政が行われるかを監視し、民意に基づく行政サービスがされるよう当局へ働きかけていくことが大事であり、それが住民自治という言葉にもつながると考えます。

また、我々と同じ住民の皆さんの代表である村長が、住民の皆さんのニーズを受けとめ、トップとしての度量と勇気ある決断を行政に生かしていただくことを願ってきました。

そこで、今回の質問は、舟橋村の学童保育をぜひ充実させていただきたいというものです。

親が子どもとふれあう時間を少しでも多く持ちたいと考えるのは当たり前ですが、現代社会において仕事に追われる親の立場から考えると、学童保育の存在は非常に大きいと言えます。子どもに対する親の責任は当然のことですが、基礎的自治体である舟橋村も社会的背景を考慮し、親が安心して子どもを育てることができる環境づくりや子育て支援が求められています。その一環が学童保育であると私は理解しています。

舟橋保育所では保護者のニーズをくみ上げ、子育て支援の観点から午後7時までの延長保育を行っていただいております。保護者の皆さんから感謝されていると思います。保育所を卒園すると、小学校1年生から3年生を対象に、児童福祉法の放課後児童健全育成事業として、村では学童保育施設を運営しています。そして、学童保育入所手続きをした子どもを受け入れているわけですが、現在の学童保育登録児童数は60人と聞いております。通常は大体50人前後の児童が来ているそうですが、学童保育室が狭いため舟橋会館と併用しながら5人の指導員さんたちがローテーションを組みながら子どもたちを指導してくださっています。

この学童保育室の開所時間が午後6時までとなっています。保育所が7時まで子どもを見てくれるのに対し、保育所を卒園すると学童保育では6時までと保育受け入れ時間が短くなってしまいます。この1時間の差は働く保護者にとっては負担が大きく、学童保育を午後7時まで延長してほしいという要望が多いように感じています。2年ほど前にも保護者たちが役場当局へ延長保育の要望書を提出されたが、だめだという話ではね返されたと聞いております。

また、ことしのタウンミーティングでも学童保育の延長を要望する住民の声が上がりましたが、担当課長が要望は受け入れられないという回答を行い、村長は、当局へ持ち帰って検討するという回答をしてくださいました。

そのときは村長が住民の代表であることを自覚され、検討すると約束されたのだと勝手に解釈したわけですが、お役所言葉であれば、「検討する」というのは「何もしない」ということになります。村長は住民の代表です。期待しました。

そこで、どう検討されたのか。期待にこたえていただけなのかをお聞きします。私自身、この質問をするため、富山市や上市町、立山町を訪問し、学童保育の取り組み状況を若干勉強させていただきました。皆さんそれぞれ苦労されている様子でしたが、取り組みは前向きで、住民本位、子ども本位で一生懸命考えていらっしゃる印象を受けました。また、舟橋村学童保育室も見てきましたが、指導員の皆さんは、少ない人数で元気のよい子どもたちを一生懸命見ていただいている様子がうかがえました。

子どもたちの行動は多種多様で動きも早く、仕事は肉体的、精神的にハードな仕事であると感じました。指導員の人にお話を伺いましたが、子どもが好きで、保育にも情熱を持っている人であると思いました。

また、当局で契約条件を聞いたところ、学童保育指導員はボランティア精神が旺盛でないといけない仕事であることも感じました。

私は以前、議会のこの場でも言いましたが、頑張ってもらっている臨時職員の待遇改善を図るべきであると考えています。舟橋村が人にやさしい村であるには、住民のために真に頑張ってもらっている人たちが報われなければならない。そしてその人たちに生き生きと働いてもらうことが住民サービスに直結することになると考えるからです。

人を保育するのは人です。人を育てるのも人です。人を助けるのも人です。人を介護するのも人です。人のために働くのも人です。住民自治で人を大切に作る村をみんなで作りに上げたいことを願い、以上、私の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 5番竹島貴行議員のご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、本村では平成16年度から留守家庭児童などの健全育成と保護者の子育て支援を目的に、学童保育を平日は午後2時から午後6時まで、夏休みの期間中は午前10時から午後6時までの時間帯で実施しているところでございます。

ご質問では、保育時間を午後7時まで時間延長してはとのご提案であります。

私は、先般のタウンミーティングでそういう発言がございまして、本当にどのくらい

の方が利用を求めているのかということを含めてニーズ調査をすることが最も大切であると、今も思っているわけでございまして、来年度の予算というか、児童の体制づくりを考えていきたいと思っております。

ご案内のとおり、利用料金は、全国的には月額1万円を超えているわけでございまして、我が村ではおやつ代を含めて月額3,000円ということで非常に低額で皆さんが利用しやすい環境に努めていると考えております。

先ほども言いましたように、1時間でも延長すればどのようになるかという、要するに利用料金の見直しということも具体的に考えていかなければならないということでございますし、また、単に利用希望だけでなく、例えば延長保育をすることによってどのくらいの利用料が上がるかということも、十分そういった方々にお見せをして、皆さんがそれならいいだろう、預けさせてもらいたいという、そういったニーズをつかむことも私は大切だと思っております。

とりわけ本村では、総合計画後期基本計画に基づきまして、住民・地域・行政による協働型まちづくりをテーマに取り組んでいるわけでございます。協働とは、個人ができることは個人が、個人ができないことは地域が、そしてまた個人も地域もできないことを行政が行うことであると理解しているわけでございまして、私は子育て環境の充実は、行政が行うサービスのみならず、住民や地域の取り組みも大切だと思っております。

現在、指導員は5人おいでになるわけですが、そのうち3人は村外の方であります。そういった方々がもっと子育てのために支援していただけるような環境、いわゆる地域ボランティアの組織化、育成にも力を注いでいかなければならないと思っております。

そういうことで、今後とも地域性に合った、舟橋村に合った学童保育というものが当然あってしかるべきだというふうに思っております。

そういうことで、今後とも学童保育事業のあり方につきましては、子育て支援と家庭教育の両面から、いま一度利用希望者の方々の意見を伺いながら、取り組まなければならない案件であると強く思っている次第であります。

また、議員ご指摘されましたように、保育指導員の待遇改善につきましても出先機関である公共施設とのバランス等も考慮しながら進めてまいりたいと考えております。

今後とも学童保育等につきまして、いろんな面から十分検討してまいりたいと考えておりますので、どうかご理解を賜りますようお願い申し上げます、私の答弁とさせていただきます。